

## 高齢者世帯等の「巡回訪問」の再開等について

平素は、市営住宅の適切な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

兵庫県に対する緊急事態宣言によって中断していました、高齢者世帯・住宅管理人等の「巡回訪問」を7月から順次、再開致します。ご意見・ご要望、お困り事などがありましたら、お気軽にお申し付けください。

なお、下記の業務については、感染対策を継続しています。入居者のみなさまには長期間にわたってご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

### 記

#### (1) 管理センターの窓口業務について

- 管理センターの窓口業務は既に再開しておりますが、窓口での3密環境を避けるため、各種お手続きやご相談につきましては、引き続き、可能な限りお電話にてお願い致します。

※月曜日～土曜日の9：00～18：00（祝日を除く）

#### (2) 集会所の利用制限について

- 次の利用方法については、引き続き、利用を自粛してください。

○歌唱（カラオケ、合唱、コーラスなど）

○運動（体操、ダンス、踊りなど）

○物を共有するゲーム（マージャン、トランプ、囲碁、将棋など）

○食事（調理、提供とも）

- それ以外の利用方法については、6月1日から利用自粛要請を解除しております。

但し、「集会所利用における感染予防ガイドライン」に基づく感染対策が確実に実施されることが条件です。

#### (3) 令和2年度収入申告について

- 例年より約1ヵ月遅れの7月末頃～8月上旬頃に、収入申告の案内を全戸発送します。
- 案内が郵着後、8月末までに収入申告書をご提出頂きますようお願い致します。

以上